

## 高松市スポーツ施設（屋外プール） 自動販売機及び売店設置事業者公募選定要項

この要項は、高松市スポーツ施設（屋外プール）内の自動販売機及び売店の設置事業者を公募選定する手続きについて、必要な事項を定める。

公益財団法人高松市スポーツ協会は、見積書を提出した者の中から最も有利な条件を提示した者を、この要項に基づき設置事業者として選定する。

### 1 業務委託者

公益財団法人高松市スポーツ協会（以下「協会」という。）

### 2 設置場所及び台数等

高松市立市民プール（高松市浜ノ町53番10号） 自動販売機10台程度、売店2店舗程度

高松市亀水運動センタープール（高松市亀水町458番地1） 自動販売機2台程度

高松市牟礼町プール（高松市牟礼町大町678番地2） 自動販売機2台程度

### 3 業務内容

別紙「高松市スポーツ施設（屋外プール）自動販売機及び売店管理運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### 4 契約期間

令和元年6月30日から令和2年3月31日まで

ただし、自動販売機又は売店設置の必要性や設置事業者の管理運営状況を勘案して、支障がないと判断できる場合は、選定時の見積内容を変更しないことを条件に、令和6年3月31日までに限度に、引き続き、同一事業者と契約することができるものとする。

※設置期間は、別紙仕様書に定めるとおりとする。

### 5 応募資格

個人又は法人。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、応募できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札における当該入札に関する契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人）及び破産者で復権を得ない者
- (2) 個人の場合は高松市内に住所がない者、法人等の場合は本店、支店、営業所等を高松市内に有していない者
- (3) 清涼飲料水等自動販売機の設置業務又は売店設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）の実績（公共施設に限る。）を有していない者
- (4) 食品衛生関係法令により許可等を必要とする品目を販売する者で、その許可等を受けていな

い者

- (5) 高松市税の滞納がある者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

## 6 選定方法

次項に掲げる書類の内容を審査し、別紙仕様書に掲げる条件に対して、協会にとって最も有利な条件で確実に履行すると認められる者を選定する。

## 7 提出書類

### (1) 見積書

- ア 法人の所在地、法人名、代表者名（個人の場合は住所、氏名）、※設置施設名、※設置台数、販売品目及び仕様書第6項第4号に掲げる販売手数料の率を記載すること
- イ 訂正した場合は訂正箇所には必ず押印すること
- ウ 販売手数料率の訂正は認めない
- エ 日付は提出する日とすること

### (2) 誓約書（仕様書に掲げる条件を満たすことについての同意）

公共の施設での主な業務実績を記載すること

### (3) 自動販売機の設置予定機種カタログ（写しでも可）

（※自動販売機設置希望者のみ）

## 8 提出日時

令和元年5月20日（月）から同年5月29日（水）まで  
午前9時から午後5時まで（持参すること）

## 9 提出先及び問い合わせ先

高松市福岡町四丁目36番1号

公益財団法人高松市スポーツ協会（高松市総合体育館内）

事務局 総務課 総務係（担当 山坂） TEL 087-822-0211 FAX 087-822-0120

## 10 選定結果の通知

- (1) 選定結果は、令和元年6月5日（水）を目途に通知する。
- (2) 選定結果に関する一切の質問及び異議には応じない。

## 11 選定後の提出書類

- (1) 現在事項証明書の写真（法人）又は住民票記載事項証明書の写真（個人）  
発行後3か月以内のもの

(2) 高松市税の滞納がない旨の証明書の写し

発行後3か月以内のもの。ただし、設置事業者の所在が高松市外の場合で、本店が高松市内にある場合は、本店の証明書

(3) 営業許可書の写し（※食品衛生関係法令により許可等を必要とする品目を販売する者）

有効期間に不備のないもの

なお、選定後、上記書類が提出されない場合、又は応募資格に反することが明らかになった場合は、当該選定を取り消し、次順位の者を繰り上げて、選定事業者とする。

※平成31年3月に(1)・(2)を協会に提出した者は、これらを省略できるものとする。

## 12 周知事項

自動販売機及び売店の設置に係る現場説明会は実施しません。

